

障害者に関する制度改正等の主な経緯（平成16年度以降）

年 月	事 項 ・ 内 容
平成16年6月	<p>「障害者基本法の一部を改正する法律」成立</p> <p>①差別禁止の理念の明示 ②都道府県及び市区町村における障害者計画策定の義務化 等</p>
平成16年12月	<p>「発達障害者支援法」成立</p> <p>①発達障害の早期発見等に関して国及び地方自治体の責務の明確化 ②学校教育における発達障害者への支援 ③発達障害者の就労支援 等</p>
平成17年7月	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立</p> <p>①精神障害者に対する雇用対策の強化 ②在宅就業障害者の支援 等</p>
平成17年10月	<p>「障害者自立支援法」成立 [平成18年10月完全施行]</p> <p>①障害の種別の一元化 ②サービス提供の一元化（市町村） ③利用者負担は応益負担 ④就労支援を抜本的に強化 ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化 等</p>
平成18年6月	<p>「学校教育法等の一部を改正する法律」成立</p> <p>①盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校へ一本化 ②小中学校での学習障害、注意欠陥多動性障害等を含む障害児に適切な教育 等</p>
平成21年12月	<p>内閣に「障がい者制度改革推進本部」設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行う ・ 当面5年間で障害者制度改革の集中期間と位置づけ
平成22年12月	<p>「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立（障害者自立支援法や児童福祉法等の改正）</p> <p>①障害の範囲を見直し（発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化） ②地域における自立した生活のための支援の充実 ③利用者負担の見直し（応能負担を原則） ④相談支援の充実（相談支援体制の強化、支給決定プロセスの見直し） ⑤障害児支援の強化（児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実） 等</p>

平成 23 年 6 月	<p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」成立</p> <p>①障害者に対する虐待の防止 ②発見者の市町村への通報義務 ③市長村長の立入調査 ④市町村障害者虐待防止センターの設置 ⑤都道府県障害者権利擁護センターの設置 等</p>
平成 23 年 7 月	<p>「障害者基本法の一部を改正する法律」成立</p> <p>1. 総則関係</p> <p>①目的規定の見直し（障害の有無にかかわらず個性と人格を尊重する社会の実現 等） ②障害者の定義の見直し（「社会モデル」の考え方、「制度の谷間」のない包括的な定義） ③基本理念の見直し（基本的人権の享有主体としての尊厳、生活を保障される権利 等） ④「差別の禁止」に関する条文の新設 など</p> <p>2. 基本的施策関係</p> <p>医療・介護、教育、療育、就労、住宅、公共的施設のバリアフリー化、防災・防犯など、障害者の暮らしに関する分野の基本的な取組の方向性を示すもの</p> <p>3. 障害者政策委員会等</p> <p>国に障害者政策委員会を設置し、施策の実施状況を監視 など</p>
平成 24 年 6 月	<p>「国による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」成立</p> <p>○障害者就労施設等からの物品等の調達方針の作成及び実績の公表 （国、地方公共団体等） 等</p>
平成 24 年 6 月	<p>「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」成立</p> <p>①題名：「障害者自立支援法」⇒「障害者総合支援法 ※」 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ②改正障害者基本法を踏まえた「目的規定」の改正と「基本理念」の創設 ③障害者の範囲に「難病等」を追加（H25.4.1 施行） ④「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める（H26.4.1 施行） ⑤ケアホームとグループホームの一元化（H26.4.1 施行） ⑥重度訪問介護の対象拡大（H26.4.1 施行） など</p>
平成 25 年 6 月	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立</p> <p>①差別を解消するための措置（差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止） ②差別を解消するための支援措置（相談・紛争解決の体制整備、普及・啓発活動の実施など）</p>
平成 25 年 6 月	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立</p> <p>①雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務（H28.4.1 施行） ②法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加（H30.4.1 施行） 等</p>
平成 25 年 6 月	<p>「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」成立</p> <p>①精神障害者の医療に関する指針の策定 ②保護者制度の廃止 ③医療保護入院の見直し（保護者の同意要件を外し、家族等のうちのいずれかの者の同意を要件とする など） 等</p>